

中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」
(平成30年12月21日)について

○今後の我が国において、『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりを推進していくことが一層重要。
○その実現のためには、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる社会教育、すなわち、「開かれ、つながる社会教育」へと進化を図る必要がある。

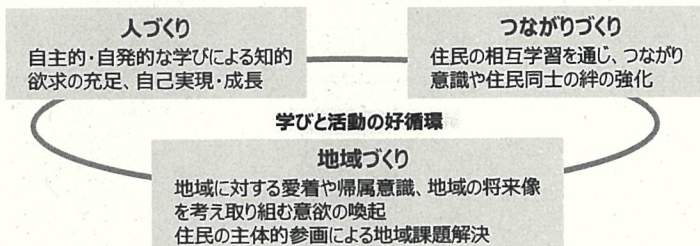
今後の地域における社会教育の在り方

- 人口減少、高齢化、グローバル化、つながりの希薄化、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組等
⇒住民自らも地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society 5.0実現の提唱等
⇒誰もが生涯にわたって学び、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要



個人の成長と地域社会の発展の双方に寄与しうる社会教育に大きな期待

「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり



住民の主体的な参加のためのきっかけづくり
社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化
社会教育行政担当部局で完結させず、総合教育会議の活用や地域学校協働活動の推進等を通じた首長、NPO、学校、企業等といった多様な主体の幅広い連携・協働

地域の学びと活動を活性化し人材の活躍
学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

「開かれ、つながる社会教育」へ

今後の社会教育施設の在り方

<今後の社会教育施設に求められる役割> 各施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

公民館	地域コミュニティの維持と発展の発展を促進するセンター的役割、地域の開放拠点	図書館	他分野と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに応じうる学習拠点	博物館	学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点
-----	---------------------------------------	-----	--	-----	---------------------------------------

<今後の社会教育施設の所管の在り方>

■地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

⇒上記を踏まえ、公立社会教育施設(公民館、図書館、博物館等)の所管の特例を認める制度改革を実施(第9次地方分権一括法の一部として社会教育法等を改正)

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理【概要】

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

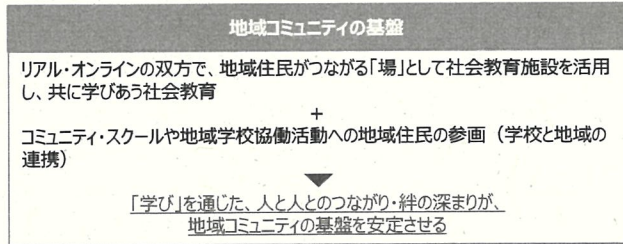
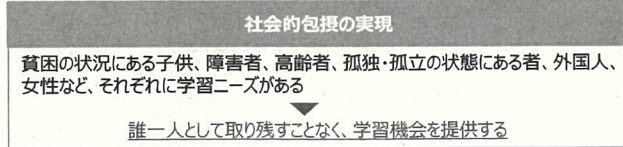
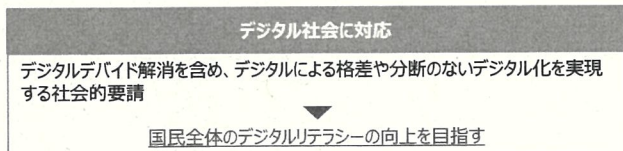
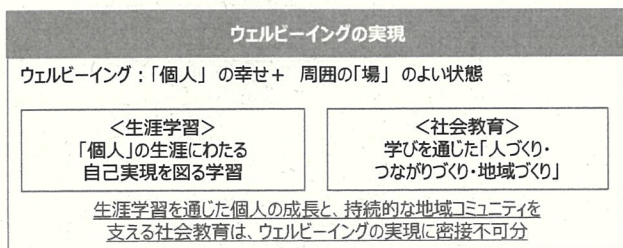
1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々(貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等)などに関する課題が顕在化・深刻化
⇒社会的包摂と、その実現を支える地域コミュニティが一層重要に
- 「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大
⇒社会人の学び直しをはじめとする生涯学習が一層重要に
特に、デジタルデバйд解消や、国民全体のデジタルリテラシー向上が喫緊の課題に(デジタル田園都市国家構想の実現)

2. 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

- 生涯学習: 職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの
- 社会教育: 学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの

人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、下記の役割がより重要に



*社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、**社会教育に求められる役割やニーズが変化。**

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総合的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として**社会教育施設の機能強化**や、社会教育主事・社会教育士等の**社会教育人材の養成及び活躍促進**等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

- 【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）
- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた**社会教育の提供が十分に確保される**ことが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために**社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方を提示**

◎社会教育人材部会

- 【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)】（令和6年6月）
- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、**社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要**

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方等）

②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方等）